

「減損会計の早期適用会社に関する実態調査」

経営学部 4 年 唐 津 修 二

経営学部 4 年 松 下 大 輝

経営学部 4 年 三 宅 恵 美

〔目 次〕

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. はじめに | 4. 本研究での分析に用いる財務指標 |
| 2. 減損会計の会計処理 | 5. 分析結果 |
| 3. 本研究における企業サンプル | 6. むすびにかえて |
| | 引用文献・参考文献リスト |

1. はじめに

本研究の目的は、2004年3月期決算から早期適用されることになった減損会計基準の企業における適用実態および適用後の財務的影響について調査・分析することである。

これまで我が国においては、固定資産の減損に関する会計処理基準が明確に規定されていなかった。このため不動産をはじめ固定資産の価格や、著しい収益性の低下が生じている昨今の状況において、それらの帳簿価額が価値を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないかという疑念が示されていた（固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（以下、「意見書」という）・二）。また、このような状況が財務諸表への社会的な信頼を損ねているという指摘や、減損に関する処理基準が整備されていないために、裁量的な固定資産の評価減が行われる可能性があった¹⁾。

減損会計導入の目的のひとつが、財務諸表の信頼性を回復させ、財務体質を改善させることにあるとするならば、減損会計基準の適用後においては、

企業に対しプラスの財務的効果をもたらしているはずである。本研究は、このような問題意識のもと、減損会計基準の適用実態および適用後の財務的影響について明らかにしていくこととする。

2. 減損会計の会計処理

本節では、「固定資産の減損に係る会計基準」（以下、「減損会計基準」という）に準拠して減損処理を概略的に考察していくこととする。

（1）減損の兆候

減損会計基準では、全ての対象資産について減損の認識・測定を要求していない。減損が生じている可能性を示す事象（減損の兆候）のある資産のみ、減損損失の認識・測定の判定を行うこととしている。これは、固定資産を多額に保有する企業において、対象資産すべてにこのような判定を行うことが実務上、過大な負担となる恐れがあることを考慮したためである（意見書・四・2）。

したがって、減損会計においては、第1ステップとして減損の兆候を正しく把握することが重要となる。減損会計基準では、次のような場合に減損の兆候があると考えている（減損会計基準・二・1）。

- （a）資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
- （b）資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価格を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生じる見込みであること
- （c）資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは悪化する見込みであること
- （d）資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと

(2) 減損損失の認識

減損損失の測定は、将来キャッシュ・フローの見積りに大きく依存するが、将来キャッシュ・フローが約定されている場合の金融資産と異なり、成果の不確定な事業用資産の減損は、測定が主観的にならざるを得ない。このため減損会計基準では、減損の存在が相当程度に確実な場合に限って減損損失を認識することが適当であるとしている。

減損会計基準では、減損の兆候がある資産または資産グループについて、これらが生み出す割引前の将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価格を下回るときには、減損の存在が相当適度に確実であるとし、そのような場合には減損損失を認識することを要求している（減損会計基準・二・2）。なお、この減損損失を認識するかどうかの判定は、減価償却の見直しに先立って行われる。

減損損失を認識するかどうかを判定するための割引前将来キャッシュ・フローは、資産の経済的残存使用年数又は資産グループ中の主要な資産（資産グループの将来キャッシュ・フローの生成能力にとって最も重要な構成資産をいう。）の経済的残存使用年数と20年のいずれか短いほうの期間をもって見積らなければならない（減損会計基準・二・2）。このように見積期間を制限するのは、(a) 少なくとも土地については使用期間が無限になり、また (b) 一般に、長期間にわたる将来キャッシュ・フローの見積りは相当の不確実性を伴うことになるからである。

ただし、資産又は資産グループ中の主要な資産の経済的残存使用年数が20年を超える場合には、21年目以降に見込まれる将来キャッシュ・フローにもとづいて、20年経過時点の回収可能価額を算定し、20年目までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する（減損会計基準・注解4）。また、資産グループ中の主要な資産以外の構成資産の経済的残存使用年数が、主要な資産の経済的残存使用年数を超える場合には、主要な資産の経済的残存使用年数経過以降に見込まれる将来キャッシュ・フローにもとづいて、当該経済的残存使用年数経過時点の主要な資産以外の構成資産の回収可能価額を算定し、主要

な資産の経済的残存使用年数経過時点までの割引前将来キャッシュ・フローに加算する。

(3) 減損損失の測定

減損損失を認識することが必要と判定された資産又は資産グループについては、その帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減額分を減損損失として当期の損失に計上する。(減損会計基準・四・2)。企業は、固定資産の投資額を売却または使用のいずれか有利な手段によって回収するはずである。したがって固定資産の回収可能価額は、売却による回収額である正味売却価額(資産又は資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定される金額)と、使用による回収額である使用価値(資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高いほうである(減損会計基準・二・3)。

いったん減損処理を実施した減価償却資産は、減額後の新しい帳簿価額を基礎として、その後の減価償却を規則的に実施する。減損処理の実施後に回収可能価額が回復しても、減損損失の戻しは行わない(減損会計基準・三・1, 2)。

(4) 将来キャッシュ・フローの見積り

減損損失を認識するかどうかの判定及び使用価値の算定に際して、将来キャッシュ・フローを見積る必要がある。このような将来キャッシュ・フローは、資産又は資産グループの時価を算定するためでなく、企業にとって資産又は資産グループの帳簿価額が回収可能かどうかを判定するため、あるいは、企業にとって資産又は資産グループがどれだけの経済的な価値を有しているかを算定するために見積られることから、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積らなければならない(減損会計基準・二・4)。

さらに将来キャッシュ・フローは、現時点における資産又は資産グループ

の回収可能性を反映すべきであることから、資産又は資産グループの現在の使用状況及び合理的な使用計画等を考慮して見積もられる必要がある。したがって、計画されていない将来の設備の増強や事業の再編の結果として生ずる将来キャッシュ・フローは、見積りに含めてはならない。また、将来の用途が定まっていない遊休資産については、現在の状況に基づき将来キャッシュ・フローを見積ることになる（減損会計基準・二・４）。

将来キャッシュ・フローの見積りの方法には、（a）生起する可能性の最も高い単一の金額を見積る方法と、（b）生起し得る複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額（期待値）を見積る方法がある。これらのうち、実務での実行可能性を考慮したときに一般的なのは、前者の方法である。しかし企業が固定資産の使用や処分に関して、いくつかの選択肢を検討している場合や、生じ得る将来キャッシュ・フローの幅を考慮する必要がある場合には、期待値を用いる後者の方法も有用であると考えられる。このため、減損会計基準ではいずれの方法も適用できるとしている（減損会計基準・二・４）。

将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクについては、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法と割引率に反映させる方法がある。後述するように、使用価値の算定においては、これらのうちいずれかの方法によって将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させるとしている（減損会計基準・注解６）。これに対し減損損失を認識するかどうかを判定する際に用いる割引前将来キャッシュ・フローの算定においては、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローに反映させるか否かで異なる結果が導かれることになるため、リスクを反映させないとしている（減損会計基準・注解６）。

（５）使用価値の算定に際して用いられる割引率

資産又は資産グループの使用価値の算定に際しては、将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクを反映させる必要がある（減損会計基

準・注解6)。その方法としては、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる方法と、割引率に反映させる方法がある。前者の方法を採用した場合には、割引率は貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率となり、後者の方法を採用した場合には、割引率は貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積値から乖離するリスクの両方を反映したものとなる（意見書・四・2）。なお、将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応して、割引率も税引前の数値を用いなければならない。

（6）資産のグルーピング

複数の資産が一体となって独立したキャッシュ・フローを生み出す場合には、減損損失を認識するかどうかの判定及び減損損失の測定に際して、合理的な範囲で資産のグルーピングを行う必要がある。

減損損失では、減損損失を認識するかどうかの判定と減損損失の測定において行われる資産のグルーピングは、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行うとしている。資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価格に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの格構成資産に配分する（減損会計基準・二・6）。

（7）財務諸表における開示

減損処理を行った資産は、貸借対照表において、原則として、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする形式で表示する。ただし、当該資産に対する減損損失累計額を、取得原価から間接控除する形式で表示することも認められている。この場合、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して表示することができる（減損会計基準・四・1）。また減損損失は、原則として損益計算書上の特別損失に計上しなければならない（減損会計基準・四・2）。

この他に、重要な減損損失を認識した場合には、減損損失を認識した資産、

減損損失の認識に至った経緯、減損損失の金額、資産のグルーピングの回収可能価額の算定方法等の事項について注記を要する（減損会計基準・四・3）。

3. 本研究における企業サンプル

減損会計基準については、関係各方面の準備作業、企業側の受入準備が必要であることを考慮して、2005年（平成17年）4月1日以後開始する事業年度から実施するとされている。ただし2004年（平成16年）4月1日以後開始する事業年度からの適用も認められており、さらに2004年（平成16年）3月31日から2005年（平成17年）3月30日までに終了する事業年度に係る財務諸表及び連結財務諸表についてもその適用を妨げないとされている。

そこで本研究では、調査対象とする企業を、（a）2004年3月31日から2005年3月30日までに終了する事業年度において適用した企業（以下、「第1早期適用会社」という）（b）2004年4月1日以降開始する事業年度から早期適用した企業（以下、「第2早期適用会社」という）に分類して分析を行う。

本研究での調査対象企業および分析に使用する財務データについては、以下の条件のもと、金融庁が運営するEDINETとよばれる電子開示システムから収集した。

- ①東京証券取引所第1部に上場されている企業であること。
- ②金融・保険業以外の企業であること。

なお財務データについては、個別財務諸表の数値を用いている。

4. 本研究での分析に用いる財務指標

本節では桜井 [2007b, 141-168,181-189頁] を参照にして、以下の5つの財務指標に着目し、減損会計早期適用会社の財務的特徴を分析していく。

(1) 総資産利益率

総資産利益率とは、企業が用いる資本全体の効率を示す指標であり収益性を判断する総合的指標として用いられるものである。総資産利益率は、以下の算式に示すように企業が経営活動で使用する資本の全体から生み出された利益額（経常利益）を、用いられた総資本額で割算することにより、総資本の収益性を測定する。

$$[\text{総資産利益率} = \text{経常利益} \div \text{総資産} \times 100\%]$$

この比率は、一般にROA（rate of return on assets）と略称される。この比率が高いほど収益性、資本の効率が良いことを示す。ただし極端に高い場合は資本が過小であることが多く、低い場合は売上高利益率や総資本回転率によってその原因を調べる必要がある。

(2) 流動比率

流動比率は、短期的な債務支払能力を示す指標である。流動比率は、以下の算式によって計算される。

$$[\text{流動比率} = \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100\%]$$

この指標は、1年以内ないし通常の営業循環のなかで返済すべき負債に対して、現金化して負債の返済にあてる資産の倍率を表すものである。一般的に、200%が一応の目安とされており、100%以下は危険であるとされている。

(3) 固定比率

固定比率は、設備投資が自己資本の範囲内でどれだけ行われ、その投資が安全か否かを判断する指標であり、以下の算式に示すように、自己資本に対する固定資産の割合で算出される。

$$[\text{固定比率} = \text{固定資産} \div \text{自己資本} \times 100\%]$$

固定資産は投資しても長期間営業活動に利用され、資金が回収されるまでにはかなりの期間を要する。そのため固定資産投資の資金は返済を必要ない自己資本で調達することが望ましいとされる。この比率は、一般的に100

%以下が望ましいとされている。

(4) 負債比率

負債比率は、長期的な観点から他人資本の安全性を評価するための指標である。負債比率は、以下の算式によって計算される。

$$[\text{負債比率} = \text{他人資本} \div \text{自己資本} \times 100\%]$$

自己資本の割合が大きいほど他人資本の返済が保障されるため、負債比率が低いほど、安全性は高いとされている。ただし、我が国の企業のように、他人資本への依存度が高い場合にはこの数値を用いることはあまり現実的とはいえない。

(5) 自己資本比率

自己資本比率は、長期的な観点から他人資本の安全性を評価するための指標である。自己資本比率は、以下の算式によって計算される。

$$[\text{自己資本比率} = \text{自己資本} \div \text{総資産} \times 100\%]$$

自己資本比率が大きいほど、安全性は高いとされる。

5. 分析結果

本研究における分析内容は、(1) 減損会計早期適用会社の財務的特徴と(2) 減損会計適用による財務的影響の2点である。

(1) 減損会計早期適用会社の財務的特徴

図表1は、早期適用会社と東証上場会社における財務数値の集計結果(平均値)を示している。減損会計の適用については、多額の損失計上に伴い、企業に大きな財務的影響を及ぼすと予想されるだけに、比較的資産や資本の規模が大きな企業や業績のよい企業など、それに耐えうるほどの財務的な健全性を有している企業が前倒しで適用するのではないかと考えられる。これ

について図表1をみると、前倒して減損会計を適用した企業が、財務的な規模と業績に関するすべての項目において東証上場会社の平均値を上回っていることがわかる。

(図表1)早期適用会社と東証上場会社の財務数値の比較

| | 資産合計 | 資本合計 | 経常利益 | ROA | 自己資本比率 |
|-------------------------|---------|---------|--------|------|--------|
| 第1早期適用会社の初年度適用時における財務数値 | 573,369 | 181,292 | 21,707 | 0.08 | 0.48 |
| 2004年3月期の東証上場会社の財務数値 | 235,154 | 92,481 | 8,535 | 0.04 | 0.40 |
| 第2早期適用会社の初年度適用時における財務数値 | 495,483 | 179,090 | 21,966 | 0.05 | 0.48 |
| 2005年3月期の東証上場会社の財務数値 | 230,040 | 93,817 | 10,023 | 0.04 | 0.41 |

(注1)早期適用会社の数値は平均値である。

(注2)東証上場会社の財務数値は、東京証券取引所に上場する内国会社(2004年3月期は1,509社、2005年3月期は1,555社)の平均値である。なおデータは、東京証券取引所ホームページ

(<http://www.tse.or.jp/market/data/examination/tanshin/index.html>)より入手した。

(注3)単位は、百万円である(但し、ROAと自己資本比率は除く)。

つぎに図表2は、第1早期適用会社と第2早期適用会社の減損損失額について集計した結果を示している。第1早期適用会社の減損損失額の分布をみると、約80%の企業が50億円未満の減損損失額を計上している。また企業数は少ないが、100億円以上の高額を計上している企業の割合が全体の約12%を占めている。そのなかには500億円以上の高額を計上した企業4社が含まれている。第2早期適用会社においても同じような傾向がうかがえる。すなわち約80%の企業が50億円未満の減損損失額を計上している一方で、100億円以上の高額を計上している企業の割合が全体の約10%を占めている。

(図表2)減損損失額の分布

| 減損損失額 | 第1早期適用会社 | | 第2早期適用会社 | |
|----------------|----------|---------|----------|---------|
| | 企業数 | 割合 | 企業数 | 割合 |
| 500億円以上 | 4 | 3.05% | 1 | 0.45% |
| 100億円以上 50億円未満 | 12 | 9.16% | 23 | 10.36% |
| 50億円以上 100億円未満 | 10 | 7.63% | 17 | 7.66% |
| 10億円以上 50億円未満 | 44 | 33.59% | 58 | 26.13% |
| 5億円以上 10億円未満 | 19 | 14.50% | 21 | 9.46% |
| 5億円未満 | 42 | 32.06% | 102 | 45.95% |
| 合計 | 131 | 100.00% | 222 | 100.00% |

「減損会計の早期適用会社に関する実態調査」

企業数にバラツキはあるが、早期適用会社の減損損失額については、幅広く分布していることが特徴としていえる。

図表3および図表4は、早期適用会社を業種別に分類したうえで、減損処理の実態について調査した結果を明示している。第1早期に減損会計を適用した企業数は、131社であり、そのうち120社が減損損失を計上し、残りの11社は、減損損失が軽微であったかまたは減損の影響がないために減損損失を計上していない。第2早期に減損会計を適用した企業数は、222社であり、そのうち195社が減損損失を計上し、残りの27社は、減損損失が軽微であったかまたは減損の影響がないために減損損失を計上していない。

減損会計適用会社の内訳を業種別にみると、第1早期では、小売業（19社）、建設業（15社）、卸売業（14社）、機械（11社）、電機機器（9社）の順に多

（図表3）第1早期適用会社における減損処理の実態

| 業種別分類 | | 減損損失有 (減損損失計上) | 減損損失無 (軽微または影響なし) | 合計 | 減損損失合計 額(百万円) | 1社あたりの平均減損損失額 (百万円) |
|----------|----------|-------------------|----------------------|---------|------------------|------------------------|
| 製造業 | 医薬品 | 2 | 0 | 2 | 1,429 | 715 |
| | 化学 | 6 | 1 | 7 | 37,750 | 5,393 |
| | ガラス・土石製品 | 3 | 0 | 3 | 7,544 | 2,515 |
| | 機械 | 10 | 1 | 11 | 13,343 | 1,213 |
| | 金属製品 | 1 | 0 | 1 | 1,591 | 1,591 |
| | 精密機器 | 1 | 0 | 1 | 2,040 | 2,040 |
| | 石油・石炭製品 | 3 | 0 | 3 | 152,270 | 50,757 |
| | 繊維製品 | 3 | 0 | 3 | 6,979 | 2,326 |
| | その他製品 | 2 | 1 | 3 | 1,310 | 437 |
| | 鉄鋼 | 2 | 0 | 2 | 34,287 | 17,144 |
| | 電機機器 | 9 | 0 | 9 | 23,501 | 2,611 |
| | 非鉄金属 | 2 | 0 | 2 | 14,478 | 7,239 |
| | 輸送用機器 | 6 | 0 | 6 | 22,403 | 3,734 |
| | 非製造業 | 卸売業 | 13 | 1 | 14 | 103,819 |
| 建設業 | | 12 | 3 | 15 | 87,354 | 5,824 |
| 小売業 | | 18 | 1 | 19 | 197,753 | 10,408 |
| サービス業 | | 7 | 0 | 7 | 10,244 | 1,463 |
| 食品業 | | 6 | 2 | 8 | 21,156 | 2,645 |
| 倉庫・運輸関連業 | | 1 | 0 | 1 | 2,435 | 2,435 |
| 通信業 | | 2 | 0 | 2 | 2,533 | 1,267 |
| 電気・ガス業 | | 3 | 1 | 4 | 43,632 | 10,908 |
| 不動産業 | | 5 | 0 | 5 | 2,915 | 583 |
| 陸運業 | | 3 | 0 | 3 | 45,333 | 15,111 |
| 合計 | 120 | 11 | 131 | 836,100 | 6,382 | |

(図表4) 第2早期適用会社における減損処理の実態

| 業種別分類 | 減損損失有 (減損損失計上) | 減損損失無 (軽微または影響なし) | 合計 | 減損損失合計 額(百万円) | 1社あたりの平均減損損失額 (百万円) | |
|-------|-------------------|----------------------|-----|------------------|------------------------|--------|
| 製造業 | 医薬品 | 1 | 0 | 1 | 2,194 | 2,194 |
| | 化学 | 14 | 2 | 16 | 26,889 | 1,681 |
| | ガラス・土石製品 | 5 | 0 | 5 | 3,428 | 686 |
| | 機械 | 8 | 2 | 10 | 15,568 | 1,557 |
| | 金属製品 | 4 | 1 | 5 | 38,145 | 7,629 |
| | ゴム製品 | 1 | 0 | 1 | 678 | 678 |
| | 食品業 | 6 | 0 | 6 | 16,842 | 2,807 |
| | 精密機器 | 2 | 0 | 2 | 1,900 | 950 |
| | 石油・石炭製品 | 2 | 1 | 3 | 9,655 | 3,218 |
| | 繊維製品 | 1 | 1 | 2 | 2,334 | 1,167 |
| | その他製品 | 6 | 0 | 6 | 47,214 | 7,869 |
| | 鉄鋼 | 4 | 2 | 6 | 11,915 | 1,986 |
| | 電機機器 | 16 | 0 | 16 | 33,212 | 2,076 |
| | パルプ・紙 | 1 | 0 | 1 | 86 | 86 |
| | 非鉄金属 | 5 | 3 | 8 | 32,078 | 4,010 |
| | 輸送用機器 | 7 | 3 | 10 | 28,047 | 2,805 |
| 非製造業 | 卸売業 | 19 | 1 | 20 | 69,102 | 3,455 |
| | 海運業 | 3 | 0 | 3 | 13,823 | 4,608 |
| | 建設業 | 21 | 5 | 26 | 90,738 | 3,490 |
| | 鉱業 | 1 | 1 | 2 | 208 | 104 |
| | 小売業 | 25 | 0 | 25 | 120,521 | 4,821 |
| | サービス業 | 7 | 1 | 8 | 27,458 | 3,432 |
| | 水産・農林業 | 1 | 0 | 1 | 675 | 675 |
| | 倉庫・運輸関連業 | 3 | 0 | 3 | 11,203 | 3,734 |
| | 通信業 | 6 | 0 | 6 | 18,952 | 3,159 |
| | 電気・ガス業 | 8 | 2 | 10 | 55,170 | 5,517 |
| | 不動産業 | 7 | 2 | 9 | 181,361 | 20,151 |
| 陸運業 | 11 | 0 | 11 | 72,100 | 6,555 | |
| 合計 | 195 | 27 | 222 | 931,495 | 4,196 | |

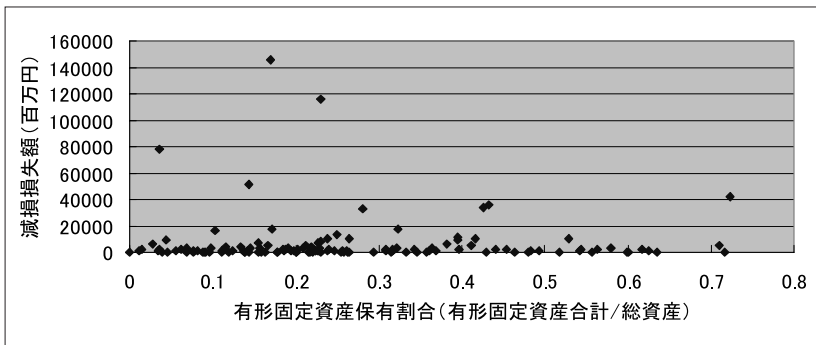
く、第2早期では、建設業(26社)、小売業(25社)、卸売業(20社)、電機機器(16社)、化学(16社)の順に多かった。いずれの時期においても、適用会社数の上位3業種が非製造業であり、全体的にみても非製造業における適用数は製造業における適用数を上回っている。すなわち第1早期では、製造業における適用数は53社であるのに対し、非製造業における適用数は78社であり、第2早期では、製造業における適用数は98社であるのに対し、非製造業における適用数は124社であった。

1社あたりの減損損失額をみると、第1早期では、多い順に、石油・石炭製品(50,756百万円)、鉄鋼(17,143百万円)、陸運業(15,111百万円)、電気・

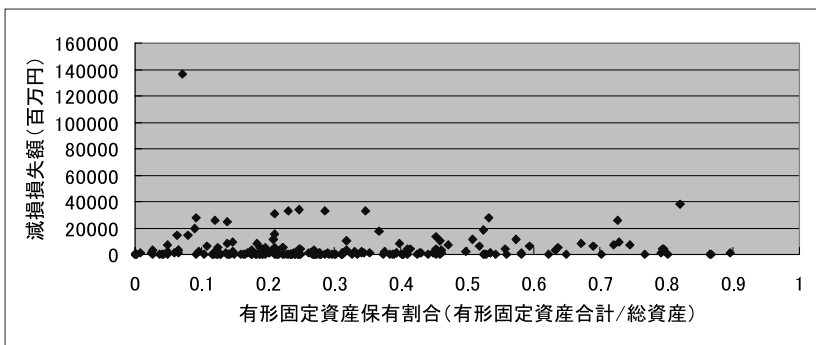
ガス業（10,908百万円）、小売業（10,408百万円）となっている。第2早期では、多い順に、不動産業（20,151百万円）、その他製品（7,869百万円）、金属製品（7,629百万円）、陸運業（6,554百万円）、電気・ガス業（5,517百万円）と続いている。上位5業種の減損損失計上額を比較すると、第1早期における計上額のほうが大きい。これは固定資産の減損が激しく生じていた企業ほど、より早期に処理してきたことを示している。

図表5および図表6は、適用会社が計上した減損損失額と有形固定資産保有割合との関係について示している。減損処理の対象となる固定資産の中心が有形固定資産であるとするならば、総資産に占める有形固定資産保有割合

（図表5）第1早期適用会社における減損損失額と有形固定資産保有割合



（図表6）第2早期適用会社における減損損失額と有形固定資産保有割合

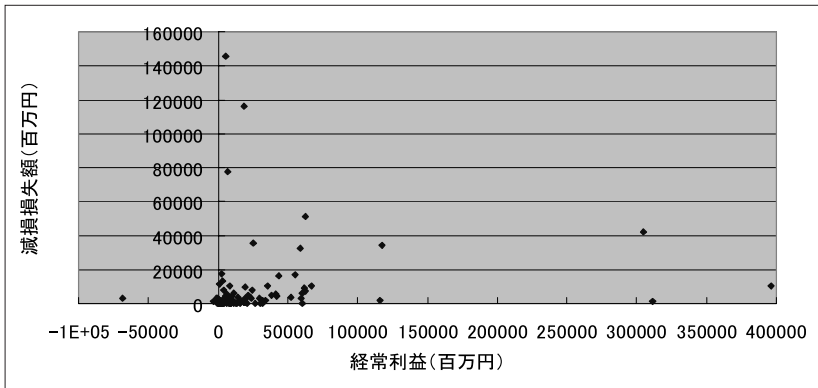


が大きいほど、減損損失計上額を多くなると予想される。なぜなら有形固定資産が多額に存在すれば、それだけ減損が生じる可能性も高くなると考えられるからである。

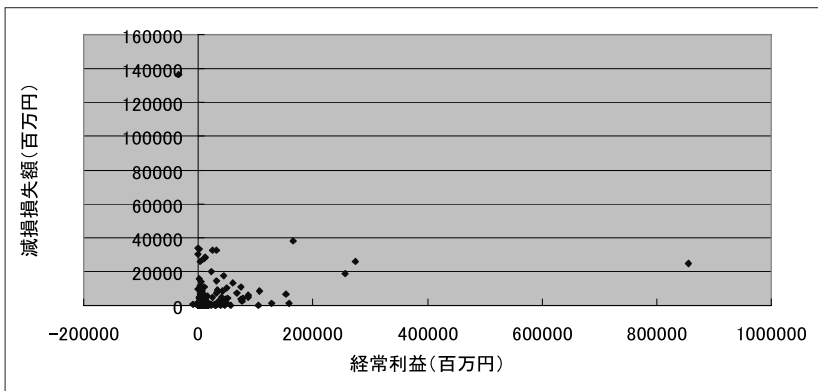
しかし図表5および図表6をみるかぎり、減損損失額と有形固定資産保有割合との間に、顕著な相関性を確認することはできなかった。

図表7および図表8は、早期適用会社が計上した減損損失額と利益額（経常利益）との関係について示している。減損会計を早期適用することは、企

(図表7) 第1早期適用会社における減損損失額と利益



(図表8) 第2早期適用会社における減損損失額と利益



業自らが任意に損失を前倒し計上することであるが、その損失計上額は多額にのぼるおそれもあるため、それをカバーできるだけの利益の存在が早期適用の前提として考えられる。言い換えれば、十分な利益が生じていれば、この際多少無理をしてでも損失を計上しようとするはずである。

しかしながら図表7および図表8をみるかぎり、減損損失額と利益額（経常利益）との間に目立った相関関係は認められなかった。すなわちそれは、早期に減損損失を計上するにあたり、利益の存在は影響していないことを意味している。事実、数こそ少ないものの、経常利益がマイナスの企業であっても、減損会計を早期適用していた企業が存在している。

図表9および図表10は、早期適用会社が計上した減損損失額と収益性（ROA）との関係について示している。固定資産における減損が企業の収益性の低下をもたらすひとつの要因とするならば、相対的に収益性の低い早期適用会社では、相対的に収益性の高い早期適用会社に比べて、多く減損損失を計上しているのではないかと予想される。

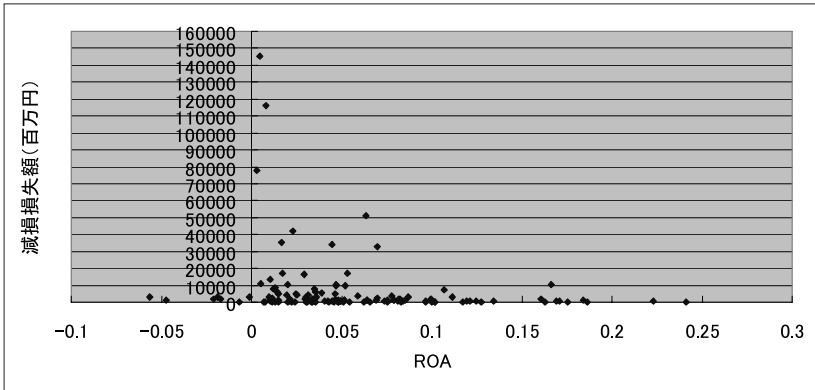
そこで図表9および図表10をみると、相対的に収益性の低い企業のほうが、相対的に収益性の高い企業よりも多くの減損損失を計上していることがうかがえる。このことから減損損失額と収益性（ROA）の間には、その程度はそれほど強くないにしても、相関関係があるのではないかと推察される。

（2）減損会計適用による財務的影響

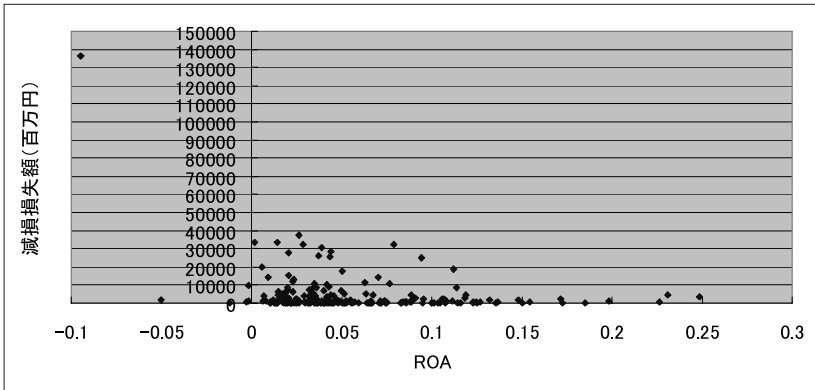
減損会計を前倒し適用する目的が、財務諸表の透明性を確保し、企業の財務体質の早期改善を促し収益性の向上させることにあるとするならば、適用後においてその効果が観察されるはずである。そこで本研究では、収益性と安全性を示す重要な財務指標について分析・考察してみた。ここで確認した項目は、具体的には以下の図表11に示された、ROA、流動比率、固定比率、負債比率、および自己資本比率である。

図表11は、第1早期適用会社における減損会計適用後の各財務指標の時系列的推移を示している。減損損失額に注目すると、初回適用後、各年度の計上額は急激に減少している。これは、初回に多額の減損損失を計上したため

(図表9) 第1 早期適用会社における減損損失額と ROA



(図表10) 第2 早期適用会社における減損損失額と ROA



である。言い換えれば、初回適用後の固定資産の帳簿価額は、適正な収益性を反映した金額になっているはずである。その結果は、固定比率の数値に反映されている。すなわち2期目や3期目にみられるように、固定比率が約1.4までに改善されているのである。これは、設備投資に対する安全性が高まったことを意味しており、減損会計適用によって財務体質が改善されたことを示している。また企業の収益性の低下をもたらす要因のひとつとして考えられる減損損失を認識したことによって、収益性についても高い水準を維

持している。

(図表11)減損会計適用後の各財務指標の時系列的推移

| | 減損損失額 | ROA | 流動比率 | 固定比率 | 負債比率 | 自己資本比率 |
|-----|-------|------|------|------|-------|--------|
| 1期目 | 6,382 | 0.08 | 1.53 | 4.71 | 25.92 | 0.48 |
| 2期目 | 1,013 | 0.07 | 1.52 | 1.40 | 1.74 | 0.53 |
| 3期目 | 611 | 0.08 | 1.51 | 1.46 | 2.18 | 0.50 |

(注1)第1早期適用会社に関する集計結果である。

(注2)減損損失額の単位は、百万円である。

6. むすびにかえて

本研究では、2004年3月期決算から早期適用されることになった減損会計基準の企業における適用実態および適用後の財務的影響について、早期適用会社を対象に調査・分析を行った。

早期適用会社における適用実態の調査結果について全体的に包括すると、①幅広い業種において早期適用されていること、②早期適用会社は、相対的に企業規模が大きく、比較的業績が良好な企業であること、および③減損損失の計上が、個々の企業における有形固定資産保有割合や利益による影響は受けにくいことが明らかになった。これは、(a)早期適用会社は、前倒し適用によって財務的な安定性を早期に改善し、収益性のさらなる向上を目指すこと、および(b)減損により脆弱化した財務体質を早期に回復させたことを対外的にアピールすることを意図していたのではないかと推察される。

また減損会計適用による財務への影響については、固定比率の改善という分析結果にみられるように、財務構造の安定性をもたらすことが明らかになった。

なお本研究には、次のような課題も残されている。本研究での分析に用いたサンプル企業の財務データは、すべて単独決算ベースのものであり、連結決算ベースの財務データを用いた場合の分析を追加して行う必要があるだろう。また本研究では、早期適用会社のみを考察対象としたが、2006年3月期

からの義務づけによって減損会計を適用した企業とも比較考察することによって、早期適用会社が減損会計を前倒し適用した目的がさらに明確にされ、この研究をより有意義なものにするであろう。

注

- 1) 国際的にも、近年、固定資産の減損に係る会計基準の整備が進められており、会計基準の国際的調和を図るうえでも、減損処理に関する会計基準を整備する必要性が指摘されていた（意見書・二）。

－引用文献・参考文献リスト－

- 秋元敏男『経営分析と企業評価』創成社，2006年。
秋元敏男・坂本眞一郎・倍和博『現代企業の経営分析』中央経済社，1996年。
企業会計基準委員会「企業会計基準適用指針第6号 固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」，2003年。
企業会計審議会「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」，2002年。
倉田三郎・藤永弘・石崎忠司・坂下紀彦『入門 経営分析 三訂版』同文館出版，2005年。
齋藤真哉『減損会計の税務論点』中央経済社，2007年。
財務会計基準機構『詳解 減損会計適用指針』中央経済社，2004年。
桜井久勝『財務会計講義（第8版）』中央経済社，2007年 a。
桜井久勝『財務諸表分析（第3版）』中央経済社，2007年 b。